

関原発第139号  
2020年6月12日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役社長 森本 孝

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2020年4月21日付け関原発第56号をもって変更認可申請しました、高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「1. 変更の内容」及び「2. 変更の理由」を添付1のとおり補正する。
- ・別添を添付2のとおり補正する。

以 上

## 1. 変更の内容

昭和49年 1月 5日付 48原第10805号をもって認可を受け、

昭和49年 8月20日付 49原第 6869号、	昭和49年10月30日付 49原第 9439号、
昭和50年10月31日付 50原第 9180号、	昭和50年11月26日付 50原第 9544号、
昭和51年 9月27日付 51安(原規)第 96号、	昭和52年 3月29日付 52安(原規)第 99号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第129号、	昭和53年11月13日付 53安(原規)第231号、
昭和54年 6月15日付 54資庁第 7054号、	昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、
昭和54年 9月10日付 54資庁第11646号、	昭和54年10月31日付 54資庁第13177号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、	昭和55年10月 8日付 55資庁第11342号、
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8317号、	昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、	昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、	昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、	昭和60年 1月16日付 59資庁第17852号、
昭和60年 2月21日付 60資庁第 979号、	昭和61年 6月26日付 61資庁第 8871号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16336号、	昭和63年 7月14日付 63資庁第 7655号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3502号、	平成元年 7月27日付 元資庁第 8414号、
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、	平成 4年 5月21日付 4資庁第 6154号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、	平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、	平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、	平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、	平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
平成 7年10月 6日付 7資庁第11058号、	平成 8年 1月17日付 7資庁第14350号、
平成 8年 8月15日付 8資庁第 8446号、	平成 9年 1月31日付 8資庁第12744号、
平成 9年 9月11日付 平城09・07・31資第15号、	平成 9年11月28日付 平城09・11・10資第16号、
平成10年 6月25日付 平城10・06・22資第14号、	平成10年12月17日付 平城10・12・01資第17号、
平成11年 9月 7日付 平城11・08・16資第 2号、	平成12年 3月 8日付 平城12・01・31資第 1号、
平成12年 6月26日付 平城12・06・12資第10号、	平成13年 1月 5日付 平城12・08・03資第 5号、
平成13年 2月23日付 平城13・02・15原第18号、	平成13年 3月30日付 平城13・03・23原第12号、
平成13年11月 5日付 平城13・09・28原第41号、	平成14年 3月 8日付 平城14・02・07原第11号、
平成14年 8月28日付 平城14・07・12原第11号、	平成14年10月22日付 平城14・09・20原第 7号、
平成15年 5月15日付 平城15・04・22原第 6号、	平成15年 6月20日付 平城15・06・09原第18号、
平成15年 9月18日付 平城15・08・28原第 9号、	平成16年 5月13日付 平城15・12・19原第38号、
平成16年 6月16日付 平城16・06・07原第11号、	平成16年11月17日付 平城16・09・24原第25号、
平成17年 1月24日付 平城16・12・09原第 5号、	平成17年 4月11日付 平城17・03・17原第 8号、
平成17年 7月20日付 平城17・07・04原第22号、	平成18年 2月22日付 平城18・01・31原第15号、
平成18年 4月21日付 平城18・04・14原第 3号、	平成18年 9月 8日付 平城18・08・24原第11号、
平成18年11月28日付 平城18・11・02原第 2号、	平成19年 3月15日付 平城19・02・16原第16号、
平成19年 4月11日付 平城19・03・23原第 4号、	平成19年 5月25日付 平城19・05・08原第26号、
平成19年 6月26日付 平城19・06・08原第136号、	平成19年12月13日付 平城19・09・28原第32号、
平成19年12月13日付 平城19・11・30原第23号、	平成20年 6月18日付 平城20・05・20原第10号、
平成20年 8月22日付 平城20・07・11原第13号、	平成20年10月 7日付 平城20・09・16原第18号、
平成20年12月12日付 平城20・10・31原第 2号、	平成21年 3月25日付 平城21・03・03原第23号、

平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第13号、  
平成22年 5月31日付 平成22・05・18原第12号、  
平成22年10月 7日付 平成22・09・03原第 2号、  
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 2号、  
平成25年 3月25日付 原管収第121221002号、  
平成26年11月12日付 原規規発第1411121号、  
平成27年 6月12日付 原規規発第1506128号、  
平成27年10月 9日付 原規規発第1510092号、  
平成27年11月18日付 原規規発第1511183号、  
平成28年 6月20日付 原規規発第1606204号、  
平成29年 6月26日付 原規規発第1706265号、  
平成30年 3月19日付 原規規発第1803193号、  
平成30年 6月26日付 原規規発第1806265号、  
平成31年 1月31日付 原規規発第1901311号、  
令和元年 7月 1日付 原規規発第1907017号、  
令和 2年 1月16日付 原規規発第2001168号、  
令和 2年 5月26日付 原規規発第2005262号

平成22年 2月19日付 平成22・02・15原第 5号、  
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 2号、  
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第34号、  
平成24年 9月 6日付 20120815原第21号、  
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406096号、  
平成27年 4月 8日付 原規規発第1504085号、  
平成27年 9月18日付 原規規発第1509184号、  
平成27年11月18日付 原規規発第1511182号、  
平成28年 3月24日付 原規規発第16032414号、  
平成29年 2月 8日付 原規規発第1702087号、  
平成29年 8月15日付 原規規発第1708154号、  
平成30年 5月11日付 原規規発第1805112号、  
平成30年12月17日付 原規規発第1812176号、  
令和元年 6月21日付 原規規発第19062110号、  
令和元年 9月24日付 原規規発第1909247号、  
令和 2年 3月30日付 原規規発第20033018号及び

で変更認可を受けた高浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

## 2. 変更の理由

### (1) 組織改正に伴う職務内容の変更

組織改正に伴い、以下に示す職務内容の変更を保安規定に反映する。

- ・原子力発電部門所管の運転員の教育・訓練に係る業務を原子力企画部門へ統合
- ・原子力技術部門の高経年対策に関する技術的業務を原子力発電部門へ移管
- ・原子力発電所の調達管理業務等を調達本部へ移管

別添 高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守（<u>運転員の教育・訓練を含む</u>）、放射線管理、放射性廃棄物管理ならびに原子力発電施設的设计・保全に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設的设计・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）および高経年対策に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第 1 項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(17) 各職位は、第 3 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(18) 第 1 項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、<u>原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策</u>に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設的设计・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、<u>調達先管理</u>、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第 1 項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(17) 各職位は、第 3 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(18) 第 1 項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>組織改正に伴う職務内容の変更 （原子力発電部門所管の運転員の教育・訓練に係る業務を原子力企画部門へ統合）</p> <p>組織改正に伴う職務内容の変更 （原子力技術部門の高経年対策に関する技術的業務を原子力発電部門へ移管）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター—所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 第一発電室長は1号炉および2号炉、第二発電室長は3号炉および4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。（以下、第一発電室長と第二発電室長を総称して「発電室長」という。）</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター—所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 第一発電室長は1号炉および2号炉、第二発電室長は3号炉および4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。（以下、第一発電室長と第二発電室長を総称して「発電室長」という。）</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>組織改正に伴う職務内容の変更 （原子力発電所の調達管理業務等を調達本部へ移管）</p>



高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第120条の6 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、1号炉および2号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物<sup>※1</sup>ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物<sup>※2</sup>（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに実施した以下<sup>※3</sup>の事項について、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>※3</sup></p> <p>2. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、1号炉および2号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、3号炉および4号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した第1項(1)、(2)の事項について、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>4. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、3号炉および4号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長申請<sup>※4</sup>をする場合には、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、3号炉および4号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、認可<sup>※5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合には、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>6. 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。</p> <p>※3：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5：原子炉等規制法第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第120条の6 原子炉発電部門統括は、1号炉および2号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物<sup>※1</sup>ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物<sup>※2</sup>（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに実施した以下の事項について、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>※3</sup></p> <p>2. 原子炉発電部門統括は、1号炉および2号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 原子炉発電部門統括は、3号炉および4号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した第1項(1)、(2)の事項について、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>4. 原子炉発電部門統括は、3号炉および4号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長申請<sup>※4</sup>をする場合には、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5. 原子炉発電部門統括は、3号炉および4号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、認可<sup>※5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合には、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>6. 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。</p> <p>※3：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5：原子炉等規制法第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>組織改正に伴う職務内容の変更 (原子炉技術部門の高経年対策に関する技術的業務を原子炉発電部門へ移管)</p>



高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成26原安管通達第3号一 （施行期日） 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、30日を超えない範囲で施行する。</p>